

第 4 8

危険物製造所等許可申請等取下願出

1. 危険物製造所等許可申請等の取下ができる種類

危険物製造所等許可申請等の取り下げができる申請等は、次のとおりとする。

基本的に製造所等を設置又は変更する意思がない場合、管外タンクの完成検査前検査を受ける意思がない場合である。

- (1) 設置許可申請書
- (2) 変更許可申請書
- (3) 管外へ設置するタンクの完成検査前検査等

2. 危険物製造所等許可申請等取下願の記載要領等

記載要領は、第 2 編 (P 8 5) を参照すること。

危険物製造所等許可申請等取下願出書については、1 部提出すること。